岩手県告示第311号

漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) 第17条第10項の規定により、特定漁港漁場整備事業計画の変更をしたいので、その旨 公告する。

なお、同条第11項において準用する同条第4項の規定により、令和5年6月2日から同月21日まで関係書類を縦覧に供する。 令和5年6月2日

岩手県知事 達 増 拓 也

区域名	事業名	縦覧書類	縦覧場所
音部地区	水産生産基盤整備事業	特定漁港漁場整備事業計画書の変更の案	岩手県農林水産部漁港漁村課及び沿岸広域
			振興局水産部宮古水産振興センター